

食品衛生基準審議会における確認事項

令和 6 年 4 月 10 日
令和〇年〇月〇日一部改正
食品衛生基準審議会決定

1. 食品衛生基準審議会規程第 8 条の規定に基づく部会での審議又は報告の扱いは原則として別添の表に示す例による。部会は、審議終了後、審議会における審議又は報告の取扱い案を作成し、会長の承認を得るものとする。また、表に示す例のいずれにも該当しない場合は、その都度、担当部会長の意見を参考に会長が決定する。
2. 部会における「審議」、「報告」の扱いの区分のうち、「報告」は事後報告（答申後）で差し支えないこととする。

1 食品規格・乳肉水産・伝達性海綿状脳症対策部会（その1）

		検討事項の範囲	部 会	審 議 会	諮 問 の 有 無
審 議 会 審 議	1	食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 13 条第 1 項の規定に基づく、食品（他部会の検討事項に該当するものを除く。）の製造、加工、使用、調理又は保存の基準及びその成分規格（本表の 3 又は 5 に該当するものを除く。）	○	○	有
	2	伝達性海綿状脳症（家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 2 条第 1 項の表 15 の項に掲げるものをいう。以下同じ。）に係る食品等の対策に関する、法第 13 条第 1 項の規定に基づく、製造、加工、使用、調理又は保存の基準及びその成分規格並びに法第 18 条第 1 項の規定に基づく、器具・容器包装又はこれらの原材料の規格及び器具・容器包装の製造方法の基準（本表の 4 又は 6 に該当するものを除く。）	○	○	有
部 会 審 議	3	法第 13 条第 1 項の規定に基づく、食品（他部会の検討事項に該当するものを除く。）の製造、加工、使用、調理又は保存の基準及びその成分規格（既に定められている基準又は規格の一部改正（本表の 5 に該当するものを除く。）に限る。） ただし、その内容等からみて慎重に審議する必要があるとの部会の意見に基づき、会長が決定するものを除く。	○	△	有

注）○印は審議、△印は報告、▲印は文書配布による報告、×印は審議・報告なしを示す。

1 食品規格・乳肉水産・伝達性海綿状脳症対策部会（その2）

		検討事項の範囲	部 会	審 議 会	諮 問 の 有 無
部 会 審 議	4	伝達性海綿状脳症に係る食品等の対策に関する、法第13条第1項の規定に基づく、製造、加工、使用、調理又は保存の基準及びその成分規格並びに法第18条第1項の規定に基づく、器具・容器包装又はこれらの原材料の規格及び器具・容器包装の製造方法の基準（既に定められている基準又は規格の一部改正（本表の6に該当するものを除く。）に限る。） ただし、その内容等からみて慎重に審議する必要があるとの部会の意見に基づき、会長が決定するものを除く。	○	△	有
	5	法第13条第1項の規定に基づく、食品（他部会の検討事項に該当するものを除く。）の製造、加工、使用、調理又は保存の基準及びその成分規格（既に定められている基準又は規格の一部改正のうち、既に行われている食品安全委員会の食品健康影響評価の結果に変更がない又は食品健康影響評価を行うことが必要でない場合に限る。） ただし、その内容等からみて慎重に審議する必要があるとの部会の意見に基づき、会長が決定するものを除く。	○	▲	有
	6	伝達性海綿状脳症に係る食品等の対策に関する、法第13条第1項の規定に基づく、製造、加工、使用、調理又は保存の基準及びその成分規格並びに法第18条第1項の規定に基づく、器具・容器包装又はこれらの原材料の規格及び器具・容器包装の製造方法の基準（既に定められている基準又は規格の一部改正のうち、既に行われている食品安全委員会の食品健康影響評価の結果に変更がない又は食品健康影響評価を行うことが必要でない場合に限る。） ただし、その内容等からみて慎重に審議する必要があるとの部会の意見に基づき、会長が決定するものを除く。	○	▲	有

注）○印は審議、△印は報告、▲印は文書配布による報告、×印は審議・報告なしを示す。

2 添加物部会（その1）

		検討事項の範囲	部 会	審 議 会	諮 問 の 有 無
審 議 会 審 議	1	法第12条の規定に基づく、人の健康を損なうおそれのない添加物（施行規則別表第1に掲げる添加物の名称の追加又は削除）	○	○	有
	2	法第13条第1項の規定に基づく、添加物の製造、使用又は保存の基準及びその成分規格（本表の4又は5に該当するものを除く。）	○	○	有
	3	平成7年改正法附則第2条の2第1項の規定に基づく、既存添加物名簿に記載されている添加物の名称の削除（人の健康を損なうおそれがある場合）	○	○	有
部 会 審 議	4	法第13条第1項の規定に基づく、添加物の製造、使用又は保存の基準及びその成分規格（既に定められている基準又は規格の一部改正若しくは食品安全委員会の食品健康影響評価の結果に変更がない又は食品健康影響評価を行うことが必要でない場合に限る。）（本表の5に該当するものを除く。） ただし、その基原、製法、用途等からみて慎重に審議する必要があるとの部会の意見に基づき、会長が決定するものを除く。	○	△	有
	5	法第13条第1項の規定に基づく、添加物の製造、使用又は保存の基準及びその成分規格（既に定められている基準又は規格の一部改正のうち、既に行われている食品安全委員会の食品健康影響評価の結果に変更がない又は食品健康影響評価を行うことが必要でない場合に限る。） ただし、その基原、製法、用途等からみて慎重に審議する必要があるとの部会の意見に基づき、会長が決定するものを除く。	○	▲	有

注）○印は審議、△印は報告、▲印は文書配布による報告、×印は審議・報告なしを示す。

2 添加物部会（その2）

		検討事項の範囲	部 会	審 議 会	諮 問 の 有 無
部 会 報 告	6	法第 21 条の規定に基づく、食品添加物公定書の作成	△	×	無
	7	平成 7 年改正法附則第 2 条の 3 第 4 項の規定に基づく、消除予定添加物名簿に記載される添加物の名称の追加又は消除、及び同条第 5 項の規定に基づく、既存添加物名簿に記載されている添加物の名称の消除（流通実態がない場合）	△	×	無

注) ○印は審議、△印は報告、▲印は文書配布による報告、×印は審議・報告なしを示す。

3 農薬・動物用医薬品部会

		検討事項の範囲	部 会	審 議 会	諮 問 の 有 無
審 議 会 審 議	1	法第13条第1項に規定する農薬等の規格基準の設定（本表の3から5までのいずれかに該当するものを除く。）	○	○	有
	2	法第13条第3項に規定する、人の健康を損なうおそれのない量（いわゆる一律基準）	○	○	有
部 会 審 議	3	法第13条第1項の規定に基づく、食品に含有されるものであってはならないとされる農薬等の成分である物質	○	△	有
	4	法第13条第1項の規定に基づく、食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度	○	△	有
	5	法第13条第1項の規定に基づく、食品に含有されるものであってはならないとされる農薬等の成分である物質の試験法	○	▲	有
部 会 報 告	6	法第13条第3項に規定する、人の健康を損なうおそれのないことが明らかである物質の指定	△	▲	無

注）○印は審議、△印は報告、▲印は文書配布による報告、×印は審議・報告なしを示す。

4 器具・容器包装部会（その1）

		検討事項の範囲	部 会	審 議 会	諮 問 の 有 無
審 議 会 審 議	1	法第18条第1項の規定に基づく、器具・容器包装又はこれらの原材料の規格及び器具・容器包装の製造方法の基準（本表の5から7のいずれかに該当するものを除く。）	○	○	有
	2	法第68条第1項において準用する第13条第1項の規定に基づく、指定おもちゃ又はその原材料の規格及び指定おもちゃの製造方法の基準（本表の8に該当するものを除く。）	○	○	有
	3	法第68条第2項において準用する第13条第1項の規定に基づく、洗浄剤の製造、使用又は保存の基準及びその成分規格（本表の9又は10に該当するものを除く。）	○	○	有
	4	法第18条第3項ただし書に規定する人の健康を損なうおそれのない量	○	○	有
部 会 審 議	5	法第18条第1項の規定に基づく、器具・容器包装又はこれらの原材料の規格及び器具・容器包装の製造方法の基準（既に定められている規格又は基準の一部改正（本表の6又は7に該当するものを除く。）に限る。） ただし、その内容等からみて慎重に審議する必要があるとの部会の意見に基づき、会長が決定するものを除く。	○	△	有
	6	法第18条第1項の規定に基づく、器具・容器包装又はこれらの原材料の規格及び器具・容器包装の製造方法の基準（既に定められている規格又は基準の一部改正のうち、既に行われている食品安全委員会の食品健康影響評価の結果に変更がない若しくは食品健康影響評価を行うことが必要でない場合又は実質的に規格基準の変更がない場合に限る。） ただし、その内容等からみて慎重に審議する必要があるとの部会の意見に基づき、会長が決定するものを除く。	○	▲	有

注) ○印は審議、△印は報告、▲印は文書配布による報告、×印は審議・報告なしを示す。

4 器具・容器包装部会（その2）

		検討事項の範囲	部 会	審 議 会	諮 問 の 有 無
部 会 審 議	7	法第 18 条第 3 項に規定される政令で定める材質の原材料であって、これに含まれる物質について、法第 18 条第 1 項の規定に基づき、既に定められている規格等の消除（使用実態がない場合）ただし、その内容等からみて慎重に審議する必要があるとの部会の意見に基づき、会長が決定するものを除く。	○	▲	有
	8	法第 68 条第 1 項において準用する第 13 条第 1 項の規定に基づく、指定おもちゃ又はこれらの原材料の規格及び製造方法の基準（既に定められている規格又は基準の一部改正に限る。）ただし、その内容等からみて慎重に審議する必要があるとの部会の意見に基づき、会長が決定するものを除く。	○	△	有
	9	法第 68 条第 2 項において準用する第 13 条第 1 項の規定に基づく、洗浄剤の製造、使用又は保存の基準及びその成分規格（既に定められている規格又は基準の一部改正（本表の 10 に該当するものを除く。）に限る。）ただし、その内容等からみて慎重に審議する必要があるとの部会の意見に基づき、会長が決定するものを除く。	○	△	有
	10	法第 68 条第 2 項において準用する第 13 条第 1 項の規定に基づく、洗浄剤の製造、使用又は保存の基準及びその成分規格（既に定められている規格又は基準の一部改正のうち、既に行われている食品安全委員会の食品健康影響評価の結果に変更がない又は食品健康影響評価を行うことが必要でない場合に限る。）ただし、その内容等からみて慎重に審議する必要があるとの部会の意見に基づき、会長が決定するものを除く。	○	▲	有
部 会 報 告	11	法第 68 条第 1 項に規定する指定おもちゃの指定	△	△	無

注) ○印は審議、△印は報告、▲印は文書配布による報告、×印は審議・報告なしを示す。

5 新開発食品調査部会（その1）

		検討事項の範囲	部 会	審 議 会	諮 問 の 有 無
審 議 会 審 議	1	法第8条第1項の規定に基づく指定成分等の指定	○	○	有
	2	指定成分等含有食品（法第8条第1項に規定する指定成分等含有食品をいう。以下同じ。）、組換えDNA技術応用食品及び添加物並びに新たな技術により製造又は加工された食品等に係る、法第13条第1項の規定に基づく製造、加工、使用、調理又は保存の基準及び成分規格（本表の4又は5に該当するものを除く。）	○	○	有
部 会 審 議	3	指定成分等含有食品、組換えDNA技術応用食品及び添加物並びに新たな技術により製造又は加工された食品等に係る、法第13条第1項の規定に基づく製造、加工、使用、調理又は保存の基準及び成分規格（既に定められている基準又は規格の一部改正（本表の5に該当するものを除く。）に限る。）。ただし、その内容等からみて慎重に審議する必要があるとの部会の意見に基づき、会長が決定するものを除く。	○	△	有
	4	指定成分等含有食品、組換えDNA技術応用食品及び添加物並びに新たな技術により製造又は加工された食品等に係る、法第13条第1項の規定に基づく製造、加工、使用、調理又は保存の基準及び成分規格（既に定められている基準又は規格の一部改正のうち、既に行われている食品安全委員会の食品健康影響評価の結果に変更がない又は食品健康影響評価を行うことが必要でない場合に限る。）。ただし、その内容等からみて慎重に審議する必要があるとの部会の意見に基づき、会長が決定するものを除く。	○	▲	有
	5	組換えDNA技術応用食品及び添加物の製造基準（平成12年厚生省告示第234号）第4条の規定に基づく、製造所ごとの本製造基準への適合確認	○	△	有

注）○印は審議、△印は報告、▲印は文書配布による報告、×印は審議・報告なしを示す。

5 新開発食品調査部会（その2）

		検討事項の範囲	部 会	審 議 会	諮 問 の 有 無
部 会 報 告	6	「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号）の規定に基づく、組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の経た旨の公表	△	▲	無
	7	ゲノム編集技術応用食品及び添加物の食品衛生上の取扱要領（令和元年9月19日大臣官房生活衛生・食品安全審議官決定）に基づく届出等	△	▲	無

注）○印は審議、△印は報告、▲印は文書配布による報告、×印は審議・報告なしを示す。

6 放射性物質対策部会

		検討事項の範囲	部 会	審 議 会	諮 問 の 有 無
審 議 会 審 議	1	法第13条第1項の規定に基づく、放射性物質に係る食品の製造、加工、使用、調理又は保存の基準及びその成分規格（本表の2又は3に該当するものを除く。）	○	○	有
	2	法第13条第1項の規定に基づく、放射性物質に係る食品の製造、加工、使用、調理又は保存の基準及びその成分規格（既に定められている基準又は規格の一部改正（本表の3に該当するものを除く。）に限る。） ただし、その内容等からみて慎重に審議する必要があるとの部会の意見に基づき、会長が決定するものを除く。	○	△	有
部 会 審 議	3	法第13条第1項の規定に基づく、放射性物質に係る食品の製造、加工、使用、調理又は保存の基準及びその成分規格（既に定められている基準又は規格の一部改正のうち、既に行われている食品安全委員会の食品健康影響評価の結果に変更がない又は食品健康影響評価を行うことが必要でない場合に限る。） ただし、その内容等からみて慎重に審議する必要があるとの部会の意見に基づき、会長が決定するものを除く。	○	▲	有

注) ○印は審議、△印は報告、▲印は文書配布による報告、×印は審議・報告なしを示す。